最終更新日：2022年6月29日

不二硝子株式会社
代表取締役社長 小熊　信一
問合せ先：取締役総務部長　高濱　英司
証券コード：5212

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の経営体制を構築し、経営の透明性や公正性並びに迅速な意思決定の維持・向上に努めることを重要施策と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年６月の改定後のコードに基づき記載しております。

【原則1-2　株主総会における権利行使】
補充原則1-2④
当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、招集通知の英訳および議決権行使プラットフォームの利用を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて必要と判断した場合に対応してまいります。

【原則2-3　社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】
補充原則2-3①
当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、適宜対応しております。しかしながら、中長期的な企業価値の向上の観点から、気候変動などの地球環境問題への配慮など、当社がより具体的に対処すべき課題を明確にし、その具体的な対処法を開示できるような取り組みを継続的に検討してまいります。

【原則2-4　女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
補充原則2-4①
当社は、優秀な人材については性別、国籍等の属性に関わらず、積極的に採用及び管理職へ登用するという考え方のもと、すべての社員に平等な評価及び登用の機会を設けているため、現在は属性ごとの目標数値は掲げておりません。しかしながら、多様性確保の観点も含め、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性は認識しており、今後、多様性の確保に向けた人材育成方針や社内環境整備方針の策定を検討してまいります。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では企業年金制度を採用していないため、企業年金アセットオーナーとして企業年金の積立等の運用に関与しておりません。

【原則3-1　情報開示の充実】
補充原則3-1②
当社は、すべての投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や英文での情報提供が必要であると認識しております。現時点における当社の海外投資家比率は比較的低い状況です。今後、株主構成の動向を踏まえて、必要と判断した場合に対応を検討してまいります。

補充原則3-1③
当社は、中長期的な企業価値向上に向け、環境保全が非常に重要であるとの認識のもと、当社の活動、製品は環境への配慮を確実にし、自然と調和した企業活動を行うことを基本としております。サステナビリティへの取り組みへの対応、人的資本や知的財産への投資等に関しましては、今後の課題として認識し、取り組んでまいります。

【原則4-1　取締役会の役割・責務（1）】
補充原則4-1②
当社は、変化が著しいビジネス環境の中で、中長期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、現時点では数値目標をコミットメントする中期経営計画は開示しておりません。一方単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに説明を行っております。なお、中期経営計画の開示については、引続き検討してまいります。

補充原則4-1③
当社は、企業の継続的な成長及び企業価値の持続的向上を図るためには、経営を司る後継者育成が重要であると認識しており、その育成に努めるべく、後継者候補になり得る人材が必要な実務経験を積めるよう担当する職務内容、人事、配置転換につき配慮を行っています。具体的な育成計画の策定・運用につきましては、引続き検討してまいります。

【原則4-2　取締役会の役割・責務（2）】
補充原則4-2①
取締役の報酬については、職責・役位及び経営への貢献度・経営内容を勘案した月例報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。現在、取締役の中長期的な業績に連動する報酬制度は採用しておりませんが、今後、中長期的な視点で企業価値の向上に資する報酬体系について、その要否を含め検討してまいります。

補充原則4-2②
当社は、現在サステナビリティに関します具体的な取組みを行っておりませんが、今後、サステナビリティに関する課題に積極的、能動的に取組んでまいります。

【原則4-3　取締役会の役割・責務（3）】
補充原則4-3③
当社では、CEO等解任のための評価基準や解任要件を定めていませんが、法令、定款等に違反する場合や当社の企業価値を著しく棄損したと認められる場合など解任が相当と考えられる事象が発生した場合には、取締役会において充分な審議を尽くした上で解任を決議いたします。

【原則4-10　任意の仕組みの活用】
補充原則4-10①
当社では、会社規模等を勘案し、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、監査等委員会は、社外取締役2名を含めた監査等委員である取締役3名で構成され、独立した立場で取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、内部統制強化に資する助言提言を行っております。また、監査等委員会は監査法人と必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めております。当社の監査等委員会においては、十分な独立性・客観性が保たれており、現時点ではさらに独立した諮問委員会等を設置することは検討していません。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件】
当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備えております。しかしながら、女性を含む取締役会の構成の多様性については、十分ではないと認識しておりますので、今後も多様性の確保という視点も含め、取締役候補者の選定に努めてまいります。
当社監査等委員会は、税理士として専門的な知識、豊富な実務経験を有する社外取締役と、弁護士として、法律面での高度な知識を有する社外取締役の2名と、品質保証業務及び生産部と豊富な業務経験を有する常勤監査等委員の計3名で構成されております。

補充原則4-11③
当社の取締役会は、取締役会規則に定める重要事項について適時・適切に審議・決定されております。また、経営状況についても定期的に報告を受け、適切なリスク管理及び業務執行の監督を行っております。しかしながら、現状当社では取締役会の実効性の分析・評価方法及び結果の開示については整備されておりませんので、引続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、投資目的以外の目的での株式保有は、取引の維持・強化及び資本の安定のため、有力な手段の一つであると認識しております。なお、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方につきましては、有価証券報告書で開示しております。議決権行使に関わる具体的な基準は設けておりませんが、当社保有方針に適合するかどうか、発行会社の健全な経営や企業価値向上を期待できるかどうか等の観点で、賛否の判断を行っております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社がその役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則2-4　女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
補充原則2-4①
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅰ）当社グループの経営方針、経営戦略につきましては、有価証券報告書で開示しております。
（ⅱ）コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書及び有価証券報告書で開示しております。
（ⅲ）取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等については、株主総会で決定された総額の範囲内で、監査等委員会での検討を踏まえ、個々の具体的な金額は取締役会で決定しております。
（ⅳ）取締役の選解任につきましては、役割に応じた必要な能力・経験・識見・人格を有する者を候補として取締役会で決定し、株主総会にて選任することとしております。なお、取り締まりを解任すべき事由が生じた場合は、取締役会で検討、審議し、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。
（ⅴ）取締役候補者個々の選任に関する判断材料となる略歴、重要な兼職等の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて、開示しております。

補充原則3-1③
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則4-1　取締役会の役割・責務（1）】
補充原則4-1①
取締役会は、法令、定款及び取締役会規則により、社長及び取締役に対する委任の範囲を定めております。取締役会は、法令に定められた事項及び重要な中長期戦略に関する事項の決定、及び業務執行の監督を行います。取締役会で決定された重要な中長期戦略に基づき、事業分野ごとに、会議体、担当取締役を設け、業務執行を行っております。なお、その概要については、本報告書及び有価証券報告書で開示しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、その基準に抵触しない者から独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-10　任意の仕組みの活用】

補充原則4-10①
上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件】
補充原則4-11①
当社の取締役会は、定款で定める取締役7名以内、監査等委員は5名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うには適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。なお、中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして必要なスキルの確保が重要であると認識しておりますので、今後、スキルマトリックス等の策定・開示についても検討してまいります。

補充原則4-11②
社外取締役をはじめ、取締役及び監査等委員は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査等委員の業務に振り向け、現時点において他の上場会社役員の兼任はありません。

補充原則4-11③
上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【原則4-14　取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4-14②
当社は、取締役の役割と責務を果たすため必要な知識の習得のため、適宜情報提供を行ったり、外部セミナーでの研修を実施しております。また、新任の社外取締役に対しては、事業内容に関する説明や、当社製品の生産施設の見学等を通して、当社グループについての知識・理解を深めております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家の皆様の信頼と正当な評価を得ることを目指し、経営戦略や財務状況等に関する情報を「正確」「公平」かつ「適時」に提供し、その内容を的確にご理解していただけるよう努めております。IR担当部署が関連部署と連携を図りつつ、IR活動を推進しております。個別面談の対応者については、合理的な範囲で、面談申込者の希望に沿うよう努めております。個別の面談に随時対応するほか、決算説明資料は四半期ごとに公表しております。なお、各四半期の末日の翌日から各決算発表までを沈黙期間とし、株主・投資家及びマスメディアとの対応は、IR担当者が行い、インサイダー情報の管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小熊　信一	982,538	47.79
小熊　千恵子	116,355	5.65
前田硝子株式会社	86,205	4.19
小熊　雄二	84,740	4.12
株式会社みずほ銀行	75,600	3.67
大阪硝子株式会社	40,000	1.94
東京東信用金庫	28,350	1.37
橋本　和夫	28,200	1.37
東京硝子株式会社	15,750	0.76
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	12,100	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無	小熊　信一
親会社の有無	なし

補足説明

1．大株主の状況は、2022年3月末現在であります。
2．当社は自己株式を86,243株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．割合(%)は自己株式を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	ガラス･土石製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

大株主の小熊信一氏とその二親等内の親族が所有する議決権比率は、2022年3月末時点で58.34% (直接所有分47.91%、合算対象分10.43%) となり、当社の議決権の過半数を占めておりますので、支配株主にあたります。なお、報告日現在において、当社と支配株主等との間で取引は一切行われておりません。

また、当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、今後も一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する予定です。

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社は有しておらず、その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる特別な事実等はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1. 機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上　眞一	他の会社の出身者											
神谷　晋	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　眞一	○	○	独立役員に指定しております。	＜社外取締役選任理由＞ 税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 当社との間には取引関係が一切無いことから、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
神谷　晋	○		―――	＜社外取締役選任理由＞ 弁護士として、法律面での高度な知識を有しており、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員会の指揮･命令のみに服し、業務執行取締役その他の従業員の指揮･命令は受けないものとする。
(2) 当該取締役及び使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員会と協議を行い、その意見を尊重してこれを行う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員及び会計監査人並びに内部統制委員会が年間予定等の定期打ち合わせを含め、共有が必要な事項について随時情報の交換を行い相互の連携を高めて、それらの情報を監査等委員会において、各監査等委員より報告を受け協議を行うほか、取締役会にて適宜意見を表明する。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

特記事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現段階では、インセンティブ付与に関して明確な基準が確立されていないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	その他

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

＜2021年度実績＞
・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の年間報酬総額67,965千円
・取締役(監査等委員)の年間報酬総額9,659千円(うち社外取締役2,740千円)
(注)1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7,256千円(取締役5名分6,249千円、監査等委員3名分1,007千円(うち社外取締役2名分340千円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

＜役員報酬等の内容の決定に関する方針等＞

1．固定報酬等

a.固定報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月例報酬は、職責・役位及び経営への貢献度・経営内容を勘案した報酬額とし、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会で決定しております。

また、監査等委員会である取締役の月例報酬については、常勤・非常勤の分担を勘案し、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。

b.退職慰労金

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退職慰労金は、各事業年度における期末要支給額を退職慰労引当金として計上しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が実際に退任する際の退職慰労金については、株主総会に付議して決定しております。その、付議内容は取締役会が決定しております。

また、監査等委員である取締役が実際に退任する際の退職慰労金については、株主総会に付議して決定しております。その、付議内容は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

c.報酬限度額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第87回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち、社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締を除く。）の員数は５名であります。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第87回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名であります。なお、監査等委員である取締役個々報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって定めております。

2．業績連動報酬等

該当事項はありません。

3．非金銭報酬等

該当事項はありません。

4．種類ごとの割合

業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありませんので、固定報酬等だけとなります。

5．交付時期等

・月例報酬　従業員の給与支給時と同日。

・退職慰労金　退任時の翌月支給。

6．決定の委任

取締役の個人別の報酬額等の内容決定については、取締役会において代表取締役小熊信一に再一任されております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

7．その他決定方法

該当事項はありません。

8．その他重要事項

該当事項はありません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐は総務課が担当し、「株主総会」、「取締役会」、「監査等委員会」及び「役員会」の連絡事項伝達や資料等の配布を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

［業務執行］

(1)取締役会

取締役（監査等委員である取締役を除く。全員社内取締役）４名と、監査等委員である取締役３名（常勤の社内取締役１名、社外取締役２名）で構成され、経営の方針、会社法等で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について決定を行なうとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ運営しております。

(2)役員会

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名と、常勤監査等委員１名で構成され、業務執行における意思決定のスピード化と経営の意思決定およびチェック機能の向上を図るため、役員会を原則毎週開催し、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議・報告し取締役会を補佐しております。

(3)業績報告会議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名と常勤監査等委員１名、部門毎の部・課長及び連結子会社の取締役を交えた業績報告会議を毎月開催しており、意思の疎通と指示の浸透を図っております。

・2021年度開催実績

取締役会－－－　８回

役員会－－－－　５０回

業績報告会－－　１２回

［監査等委員会］

監査等委員である取締役３名(常勤の社内取締役１名、社外取締役２名)で構成され、各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画及び監査業務の分担に基づき取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握し、必要に応じ意見を述べ、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等と意思疎通を図り情報収集に努めるとともにその職務の執行状況

の報告を受け、会社の業務及び財産の状況を調査しております。
・2021年度開催実績
監査等委員会－ 6回
［会計監査人］
会計監査人はフェイス監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題等につきましては随時アドバイスを受けております。
なお、業務を執行した公認会計士等の内容は次のとおりです。
・業務を執行した公認会計士　大槻直太、枝川哲也
・所属監査法人　フェイス監査法人
・監査業務に係わる補助者公認会計士2名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は常勤監査等委員1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名、計3名で監査等委員会を構成しております。取締役会等により日常的に各取締役が活発に意見交換を行っております。取締役による相互の業務執行監視については、取締役会の他に、取締役、常勤監査等委員及び部長職をメンバーとする役員会を原則毎週開催し、業務の執行状況に関する報告を行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制を整えており、当社の事業規模及び業務の内容から、現在の体制によって十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	(1)決算短信等 (2)決算説明資料 (3)株主総会招集通知 (4)決算公告 (5)その他（お知らせ等）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役総務部長　高濱　英司	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況＞
［内部統制システムの基本的な考え方］
1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定並びに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
(2)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
(3)内部統制を推進する組織を設置し、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告をする。
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、役員会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要な文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理する。
3.損失の危険の管理に関する規定その他の体制
総務部部長が、当社グループのリスクを総括的に管理する。
4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務状況の監視・監督を行う。
(2)社長以下取締役、常勤監査等委員、関連会社の取締役をメンバーとする役員会を原則毎週開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の迅速適正な運営をはかる。
(3)業務分掌規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

5.当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、子会社に取締役を派遣し、経営を把握し、業務の適正化を推進する。また、会社の業務の状況は、毎週開催される役員会並びに部課長会議で定期的に報告される。
(2)会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認する体制とする。
6.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。
7.監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員会の指揮・命令のみに服し、業務執行取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとする。
(2)当該取締役及び使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員会と協議を行い、その意見を尊重してこれを行う。
8.取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び従業員は、監査等委員会に対し、次の事項について遅滞なく報告するものとし、常勤監査等委員は取締役会、役員会その他重要な会議に出席して報告を受けるものとする。
・取締役会決議事項・報告事項
・月次・四半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する行為
・内部監査結果の状況
・子会社に関する重要な事項
・その他重要な稟議・決裁事項
9.その他常勤監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)常勤監査等委員の活動として、代表取締役と定期的な意見交換会を開催しており、適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の執行を図っております。
(2)常勤監査等委員は、定期的に監査法人から会計監査の方法及び結果について報告書等を受け、意見を交換する。
(3)常勤監査等委員の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
〔内部統制システムの整備状況〕
取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名と常勤監査等委員1名からなる「内部統制委員会」を設置し、代表取締役社長が委員長となり年間の監査計画を基に、部門の業務執行の適正性、法令及び会社の諸規則の遵守など、内部統制及び業務上のリスク管理体制の確認を行い、必要に応じて改善の勧告を行っております。改善勧告に基づいて、各業務執行部門から報告される改善計画書による改善実施状況のフォローを行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞
〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〕
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針としております。
〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕
1.対応統括部署を総務部とし、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしています。
2.管轄警察署や顧問弁護士等と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の情報収集、排除に努めています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

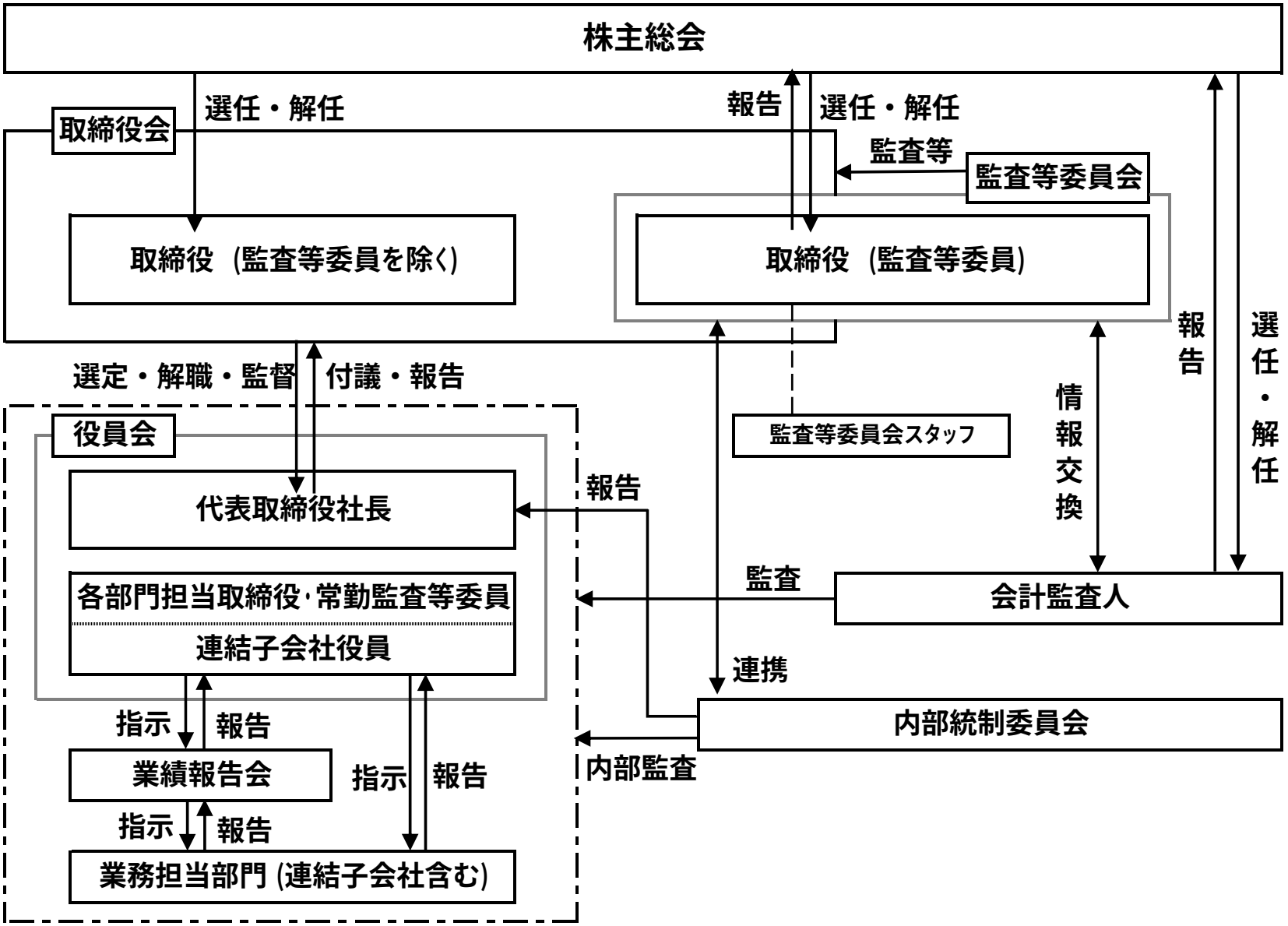
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、さらなるコーポレートガバナンスの充実に向け、積極的に取り組んでまいります。

＜ 模 式 図 ＞


株主総会
選任・解任
報告
選任・解任
取締役会
監査等
監査等委員会
取締役 (監査等委員を除く)
取締役 (監査等委員)
報告
選任・解任
選定・解職・監督
付議・報告
情報交換
役員会
監査等委員会スタッフ
代表取締役社長
報告
各部門担当取締役･常勤監査等委員
連結子会社役員
監査
会計監査人
連携
指示
報告
業績報告会
指示
報告
内部統制委員会
内部監査
指示
報告
業務担当部門 (連結子会社含む)